

て被害回復のための手がかりを与える権利であり、被害者救済の観点から大きな意義を有するものである。他方、このような権利を創設した場合、これまで繰り返し述べているとおり、発信者情報は発信者のプライバシー及び表現の自由、場合によっては通信の秘密と深く結びついた情報であるにもかかわらず、要件いかんによっては、本来開示すべきでない場合にまで、訴訟外において開示関係役務提供者が開示してしまうことが懸念される。また、開示関係役務提供者が要件判断を誤って開示に応じてしまった場合には、原状回復を図ることは性質上不可能である。そこで、発信者の有するプライバシー及び表現の自由の利益と被害者の権利回復を図る必要性との調和を図るべく、その権利が侵害されたことが明らかであることを要件として定めることとした。

「明らか」とは、権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味する。従って、発信者が一応の根拠を示して開示に反対しているような場合には、開示関係役務提供者において開示を請求した者の権利が違法に侵害されたことが明白であるとの確信を抱くことができる場合は稀であろうから、不当に開示の範囲が広がることはないものと考えられる^{viii}（例えば、公務員を被害者とする名誉棄損のような場合、摘示した事実が真実であることが証明されれば違法性が阻却されることになるから、発信者情報開示を請求された開示関係役務提供者としては、摘示された事実が真実でないこととの確信が抱けない限り、発信者情報開示請求に応じてはならないこととなる。）。なお、この点についての要件判断を誤って開示に応じた場合には、開示関係役務提供者は、場合によって責任を問われることになるので注意を要する。

さらに、発信者情報開示請求権に基づく訴訟において、開示関係役務提供者が不熱心な応訴態度を示した場合、そのこと自体により開示関係役務提供者が責任を問われる可能性があるが、開示関係役務提供者がこのように不熱心な応訴態度を示した場合には、裁判所においても、プライバシーや表現の自由といった価値の重要性に配慮した適切な訴訟指揮を行うことが期待される。また、「明らか」という評価要件の充足性の判断については、裁判官が当事者の主張した事実を踏まえつつも、右弁論に現れた事実及び証拠から経験則に基づき自由に判断することになるので、右評価に足りる主張・立証がされない限り発信者情報が開示されることはなく、その意味では不当な結果は生じないこと

^{viii} このような要件としてしまうと、開示される場合が限定的になりすぎるとの批判も考えられないでもない。しかしながら、訴訟において請求者が主張立証責任を果たせば、権利侵害の事実は明らかになるのであり、開示される場合が不当に狭くなるということはない。また、このように重い立証責任を課すことは、迅速な救済の要請に反するという批判も考えられるが、本条の請求権が現に侵害行為が行われている場合に被害拡大を防止するために行使されるのではなく、過去に行われた権利侵害について、その被害回復のために行使されることとなる権利であることを考えれば、客観的に緊急性が高いとまではいえず、かかる要件を設けることが不当に被害者の権利行使を制約することになるわけでもないと考えられる。